別表 (第2条関係)

養育医療徴収金額表

階層	世帯の階層区分		徴収基準	徴収基準
区分			月額	加算月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による 被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30号)による支援給付受給世帯		0円	0円
В	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課 税世帯		2,600円	260円
С	A階層を除き当該年度 割の額のみの課税世帯	5,400円	540円	
D 1	A階、B階層及びC	15,000円以下	7,900円	790円
D 2	階層を除き当該年度 分の市町村民税の課	15,001円から 21,000円まで	10,800円	1,080円
D 3	税世帯であって、そ の市町村民税所得割	21,001円から 51,000円まで	16,200円	1,620円
D 4	の額の区分が次の区 分に該当する世帯	51,001円から 87,000円まで	22,400円	2,240円
D 5		87,001円から 171,300円まで	34,800円	3,480円
D 6		171,301円から 252,100円まで	49,400円	4,940円
D 7		252, 101円から 342, 100円まで	65,000円	6,500円
D 8		342, 101円から 450, 100円まで	82,400円	8,240円
D 9		450,101円から 579,000円まで	102,000円	10,200円
D 10		579,001円から 700,900円まで	123, 400円	12,340円
D 11		700,901円から 849,000円まで	147,000円	14,700円
D 12		849,001円から	172,500円	17,250円

		1,041,000円まで		
D 13		1,041,001円から	199, 900円	19,990円
		1,225,500円まで		
D 14		1,222,501円から	229, 400円	22,940円
		1,423,500円まで		
D 15		1,423,501円以上	全額	左の徴収基準
				月額の10%。
				ただし、その
				額が26,300円
				に満たない場
				合は26,300円

備考

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第 292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1~D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2 第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を控除して 得た額とする。

- 2 所得割の額を算定する場合には、児童の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 3 地方税法第295条第1項の規定、同法第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項に 規定する控除又は同法第314条の6第1号イの表(3)若しくは(4)の上欄に掲げる 者に適用される同条の控除が適用されない者が属する未婚のひとり親家庭が、別に定め るところにより市長から寡婦(夫)控除のみなし適用の認定を受けたときは、当該規定 においてその者を寡婦又は寡夫とみなして規定又は控除を適用して計算するものとする。
- 4 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。
- 5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現 に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者全てについて、その市 町村民税の課税の有無等により行うものである。
- 6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた残りの額 とする